

事務連絡
令和5年2月15日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業担当部（局） 御中
市区町村

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

放課後児童クラブにおけるマスクの着用の考え方について

平素より、放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策に御尽力頂きありがとうございます。

令和5年2月10日に開催されました新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し等について」（以下「2月10日付け政府対策本部決定」という。）が決定され、学校や保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等が行われました。

これを踏まえ、放課後児童クラブにおけるマスク着用の考え方について、下記のとおりお示し致しますので、各都道府県におかれては各市区町村に対し、各市区町村におかれては管内放課後児童クラブに対し、周知いただくようお願い致します。

1. 放課後児童クラブにおけるマスクの着用に関する基本的考え方について

放課後児童クラブにおけるマスクの着用については、2月10日付け政府対策本部決定における「学校における対応」を踏まえた対応を基本とすることと致します。

なお、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものですが、放課後児童クラブが感染対策上又は事業上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

2. 感染対策に係る留意事項等について

2月10日付け政府対策本部決定において、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは令和5年4月1日から適用することとされております。これを踏まえ、1.でお示しした、放課後児童クラブにおけるマスクの着用の考え方については、令和5年4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。））」に沿った対応をお願い致します。

（※）2月10日付け政府対策本部決定「1. マスク着用の考え方の見直しについて」参照

また、基本的対処方針に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願い致します。

なお、マスク着用を含めた放課後児童クラブにおける感染対策については、本事務連絡でお示しする内容に加え、学校・教育委員会等とも連携し、地域の学校における取組みも踏まえた対策を行っていただくようお願いします。

別添資料1 マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年2月10日対策本部決定）

別添資料2 卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（令和5年2月10日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

参考 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和5年2月10日変更）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf

【問い合わせ】

厚生労働省子ども家庭局

子育て支援課健全育成係

TEL:03-5253-1111 (4966、4845)

E-mail:clubsenmon@mhlw.go.jp